

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

広川町コミュニティ拠点施設整備事業計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県有田郡広川町

### 3 地域再生計画の区域

和歌山県有田郡広川町の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

和歌山県広川町は、和歌山県の中央部に位置し、有田郡の最南端にあり町中央を町名の由来となっている広川が流れ紀伊水道に注いでいる。

近年の広川町人口は減少の一途をたどり、2010年国勢調査で7,717人の町人口は2015年国勢調査では7,224人と激減している。町人口減少は地域コミュニティ衰退に繋がり、そのことが「住みやすい町」、「住み続けたい地域」という”町の魅力”を大きく損なうこととなる。結果、そのことが人口流出を加速化させ、一層の人口減少を招くという悪循環へと陥ってしまう。町としてはこの現状を打破すべく若年層の定住促進のため「住宅取得支援施策」や空き家を活用した「移住促進施策」、18歳までの医療費全額補助等の「子育て支援施策」に取り組んでいるところである。また、「稲むらの火」で有名な「濱口梧陵翁」生誕の地であるという”ブランド”を最大限に活かすための住民参加型まちづくり団体を組織し”町の魅力”を高める取り組みも行っている。しかしながら、住民が集い観光客等の町外の方々とふれあえる「地域コミュニティ」の拠点施設が無く、”まちおこし”に必要な「地域コミュニティ」の希薄化が問題視されている。本町としては地域コミュニティ活動拠点施設を整備し、住民による”まちおこし”活動をより活発にし、町人口減少に歯止めをかけることが緊急の課題であると考えます。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

## 【概要】

今回、地域コミュニティを活発化させ、人口減少に歯止めをかけるため「富山型デイサービス」のように子育て世帯から高齢者、子どもたち等の幅広い年齢層の住民が集い、自由気ままに1日を過ごし交流するための「入浴施設」と地元婦人会、老人クラブ、子ども会らの既存コミュニティ組織が運営する「コミュニティカフェ」を備えたコミュニティセンターを整備し、住みよい地域づくりとコミュニティ維持・増進、町内での「仕事」と「雇用」創出による商業振興促進に寄与する施設整備を行う。また、「11月5日世界津波の日」発祥の町として本町は国の内外からも注目されていることから、今後本町を訪れる外国人も含めた観光客増も期待される。最近では昔ながらの”公衆浴場”である銭湯が観光客の人気のスポットになっていることから本施設を観光客の「立ち寄り場」「休憩所」にも活用し、交流活動を観光客にも広げ、“まちの賑わい”を演出する。

## 【数値目標】

| KPI             | 事業開始前<br>(現時点) | 2019年度増加分<br>1年目 | 2020年度増加分<br>2年目 |
|-----------------|----------------|------------------|------------------|
| 施設年間利用者数(人)     | 32,073         | 0                | 11,582           |
| 施設年間利用料金収入(千円)  | 3,696          | 0                | 2,174            |
| 観光客数入込客数(日帰)(人) | 162,783        | 1,886            | 5,000            |

| 2021年度増加分<br>3年目 | 2022年度増加分<br>4年目 | 2023年度増加分<br>5年目 | KPI増加分<br>の累計 |
|------------------|------------------|------------------|---------------|
| 2,582            | 2,582            | 2,581            | 19,327        |
| 350              | 350              | 350              | 3,224         |
| 3,443            | 3,443            | 3,445            | 17,217        |

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

今回施設整備を計画している地域には既存の共同浴場が在り、長年その施設を中心に町内コミュニティが構築されてきた。「入浴施設」を備えたコミュニティセンター

を整備する事で、“入浴”という日常生活の営みをとおして住民が集い憩える“場所”を設け、地域コミュニティの維持と増進を図り、本町を「住みやすく住み続けたい町」とすることで人口流出に歯止めをかけ、定住人口増へと繋げていく。

事業実施場所近隣には「広川町なかよしこども園（幼保一元施設）」「広川町なごみ交流センター学童保育」の子育て拠点施設が在り、今回整備する施設は若いお母さん方や子供たちの交流の場に活用されたり前述の「広川町なごみ交流センター」で実施されている介護予防教室に参加をしている高齢者等の利用も見込まれることから、「富山型デイサービス」のように家庭的で多種多様な年代の交流活動が期待される。また今回整備をする施設に地域の既存コミュニティ組織である婦人会、老人クラブ、子ども会らの運営による「コミュニティカフェ」を整備し、地域内での「仕事」と「雇用」を創り出し、町内商業振興を促進する。

平成27年12月23日、本町の偉人濱口梧陵翁の遺徳である「稲むらの火」の故事が起こった「11月5日」は「世界津波の日」に認定された。さらに平成30年5月24日、「稲むらの火」のストーリーが日本遺産に認定され、広川町は国の内外より注目を受けることとなった。それらに係るランドマーク施設である「稲むらの火の館」周辺では現在、観光客受入のために整備が行われている。こうしたことから本町を訪れる観光客の増加が見込まれ、当該施設を観光客の「立ち寄り場」「休憩所」に活用することで町外からの方々との交流を積極に行い、“まちの賑わい”を演出する拠点施設としても期待できる。

## 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

### ○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

#### ① 事業主体

2に同じ。

#### ② 事業の名称

広川町ふれあいコミュニティセンター（仮称）整備事業

#### ③ 事業の内容

地域コミュニティ維持と増進に資する「入浴施設」と新たな「仕事」と「雇用」を創出するために地域内の既存コミュニティ組織である婦人会、老人クラブ、子ども会らが運営する「コミュニティカフェ」を備えたコミュニティセンターを整備する。

また、当該コミュニティセンターを今後増加が見込まれる観光客の「立ち寄り場」「休憩所」とすることで“まちの賑わい”演出のための拠点施設とする。

④ 事業が先導的であると認められる理由

**【官民協働】**

(官の役割)

当該施設の「入浴施設」運営は、より利用者のニーズに応えるため「広川町営共同浴場管理者運営委員会」の意見を反映しつつ広川町で行う。

(民の役割)

「コミュニティカフェ」の運営は、広川町より指定管理の委託を受け、既存の地域コミュニティ組織である婦人会、老人クラブ、子ども会らが行う。

以上の体制で施設整備目標を達成をすべく官民協働での施設運営に取り組む。

**【政策間連携】**

(商業振興と雇用創出)

当該施設に整備する「コミュニティカフェ」で町内に「仕事」と「雇用」を創出し、町商業振興を促進する。

(子育て支援施策と高齢者福祉施策)

「入浴施設」を設けて“入浴”という日常の営みをとおしたコミュニティセンターとすることで多種多様な世代間交流が見込まれる。近隣に在る幼保一元施設、学童保育などの子育て施設、介護予防施設等と連携をする事で、子育て世代交流をとおした子育て支援施策や高齢者の“居場所”づくり、引きこもり対策など的高齢者福祉施策促進の場として活用していく。

(観光振興施策)

今後増加が見込まれる観光客の「立ち寄り場」「休憩所」とすることで“まちの賑わい”を演出する施設として観光振興施策面でも期待できる。

**【地域間連携】**

(湯浅町との観光連携)

近隣町である湯浅町は、広川町に相対して商業中心の町であり「伝統的建造物群保存地区」を有し多くの観光客が訪れている。平成 29 年には「日本遺産「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地」が認定され、平成 30 年 5 月、「「百世の安堵」津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産」で日本遺産の認定を受けた広川町と様々な観光や”

まちづくり”に関する施策連携を計画している。また広川町も湯浅町、J R 西日本との連携で観光情報の発信事業や古民家活用デベロッパーの支援を受け、広川町と湯浅町内の古民家活用施策による”まちづくり”事業も計画中である。このように両町にて観光施策を中心とした連携を進めていくが、当該施設も今後、湯浅町、広川町との観光周遊ルートに組み込み、「町歩き」の「立ち寄り場」「休憩所」とすることで”まちの賑わい”を演出する観光アイテムとしての活用が期待できる。

(湯浅町との住民連携)

湯浅町と広川町は近隣であるという事から住民間の交流は盛んであり、既存の「共同浴場」には湯浅町民も多く訪れ、町民同士の”裸のつきあい”も見られる事から、本事業にて湯浅町との地域間連携はなお一層活発化するものとする。

【自立性】

当該施設は既存の「広川町営共同浴場」と同様に町による運営方式を継承し、町からの予算と入浴施設利用料金で運営する。本施設の運営に要する経費は年間12,000千円と想定しているが、それに対する収入として広川町からの予算投入と当該施設に整備する入浴施設利用料とコミュニティカフェ売上収入とする。

入浴施設の利用料見込については前述の共同浴場年間利用料を参考とし、コミュニティカフェの売上見込は類似施設の売上を参考とした。

なお、事業開始前の同施設利用料金は3,696千円で、本計画事業開始年度(現時点)での施設利用料金収入と想定。事業完了後の本計画最終年度である2023年度の見込額(目標額)は、入浴施設で4,640千円、コミュニティカフェで2,280千円の合計6,920千円である。本施設に整備する入浴施設利用料とコミュニティカフェでの売上を伸ばしていき、段階的に町予算投入を減らし、施設運営の自立へと繋げていく。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度3月末時点、K P Iである「施設年間利用者数」及び「施設年間利用料金

収入」「観光客入込客数(日帰)」についての実績値を広川町企画政策課が取りまとめる。

**【外部組織の参画者】**

本町の総合戦略策定委員（広川町商工会事務局長、JAありだ広川支所長、紀陽銀行湯浅支店長、ハローワーク湯浅所長）にこれら実績値に基づく事業効果を評価・検証願ひ、目標達成のために今後の事業手法を改良していく。

議会による効果検証として当該年度の6月定例会で検証を行う。

**【検証結果の公表の方法】**

公表の方法は、目標の達成状況についての検証後速やかに広川町公式ホームページ（WEBサイト上）で公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 211,637千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

**5-3 その他の事業**

**5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置**

該当なし

**5-3-2 支援措置によらない独自の取組**

(1) 広川町定住促進奨励金

ア 事業概要：本町への定住促進による人口減少防止と活力ある地域づくりの推進を図るため、定住の意志を持って広川町に転入し、町内に住宅を取得した若年層（40歳未満）に対し、予算の範囲内で奨励金を交付する。

イ 実施主体：広川町

ウ 事業期間：2019年4月1日から2024年3月31日

(2) 子育て支援センター事業

ア 事業概要：子育て中の母親の様々な悩み相談を受け付ける事業。また、子育て世帯の情報交換や交流活動推進を行っている。

イ 実施主体：広川町

ウ 実施期間：2019年4月1日から2024年3月31日

(3) 高齢者居場所づくり事業（にこにこサロン事業）

ア 事業概要：地域の身近な所で高齢者をはじめとした住民の交流機会の拡充を図ることを目的に実施。世代間交流を通じて地域の繋がりを深めるとともに様々な世代がまちづくりに参画する事を推進する。

イ 実施主体：広川町、広川町社会福祉協議会

ウ 実施期間：2019年4月1日から2024年3月31日

(4) HIROGAWA Re:branding Project～梧陵さんの魅力再発見～

（地域再生マネージャー事業）

ア 事業概要：広川町の偉人「濱口梧陵翁」の魅力を見直し、「食」及び「体験」のプログラムやコンテンツを開発する「HIROGAWA Re:branding 実行委員会」を組織し、人を広川町に呼び込むソフトづくりを進める。

イ 実施主体：広川町

ウ 実施期間：2019年4月1日から2024年3月31日

(5) 広川町日本遺産推進協議会事業（日本遺産魅力発信推進事業）

ア 事業概要：「「百世の安堵」津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産」が日本遺産に認定された事を受け、広川町のブランド化や住民のアイデンティティの再確認に繋げていき、観光振興と地域活性化を促進する。

イ 実施主体：広川町

ウ 実施期間：2019年4月1日から2024年3月31日

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部有識者の参画】に同じ。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。